

令和2年度  
福島県立大笹生支援学校高等部  
前期・後期入学者選抜募集要項

〒960-0251 福島市大笹生字組板山182-2  
電話 (024)558-8710  
FAX (024)556-0416

令和2年度福島県立大笹生支援学校高等部の入学者選抜は、『令和2年度福島県立特別支援学校高等部入学者選抜実施要綱』(以下「実施要綱」という)によって実施する。

## I 入学者募集

### 1 課程・学科、修業年限、募集定員

- (1) 課程・学科 全日制・普通科
- (2) 修業年限 3年
- (3) 募集定員 40名程度

### 2 出願資格

高等部に入学を出願することのできる者は、学校教育法施行令第22条の3に定められた知的障がいのある者で、特別支援学校の中学部、中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校若しくは中等教育学校の前期課程(以下「中学校」という)を卒業又は修了した者、あるいは令和2年3月卒業見込又は修了見込の者(以下「卒業者及び卒業見込の者」という)。

なお、県立高等学校前期選抜及び連携型中高一貫教育に係る入学者選抜(以下「連携型選抜」という)に出願する者は、特別支援学校前期選抜に出願することはできない。

### 3 教育内容

「特別支援学校高等部学習指導要領」に基づき、福島県立大笹生支援学校(以下「本校」という)で定めた教育課程による教育を行う。

## II 特別支援学校前期選抜

### 1 出願

#### 1 募集範囲

原則として県下一円とし、特別の場合は県教育委員会と協議して決定する。

#### 2 出願資格

この要項に示した「I 入学者募集 2 出願資格」に定めるところによる。

#### 3 出願方法

- (1) 中学部又は中学校卒業生及び卒業見込の者は、在学(出身)学校長を通して、本校校長に出願する。
- (2) 上記(1)以外の者は、直接、本校校長に出願する。

#### 4 併願の取扱い

同一人が同時に二つ以上の県立特別支援学校高等部及び県立高等学校に出願することは認めない。

#### 5 出願期間

令和2年2月6日(木)から、2月12日(水)までとする。受付時間は午前9時から午後4時までとし、出願最終日は午前9時から正午までとする。ただし、土曜日、日曜日及び祝日は受け付けない。

#### 6 出願に必要な書類

- (1) 入学願書(本校交付のもの)
- (2) 高等部入学志願に関する調査書(実施要綱様式第2号及び第3号)  
ただし、年齢20歳以上の者については、調査書の提出を免除することができる。  
なお、提出期間は令和2年2月18日(火)から2月19日(水)までとする。受付時間は、午前9時から午後4時までとする。
- (3) 学校教育法施行令第22条の3に定められた知的障がいのあることを証明する書類(「療育手帳」の写しや医師の診断書又は意見書など)。  
ただし、本校中学部から出願する場合は、この証明書類を必要としない。
- (4) 在学(出身)学校長は、本校校長に入学願書を提出するとき、志願者名簿(実施要綱様式第4号)を添付する。
- (5) 入学検定料は徴収しない。

#### 7 願書受付

- (1) 出願書類を受け付けた後、受験番号を記入した受験票(実施要綱様式第8-1号)を交付する。
- (2) 本校校長は、志願者の入学願書について精査し、入学願書に記載した事項に虚偽があるときは、入学願書の受け付けを取り消すことができる。

## 8 出願先変更

出願者は、令和2年2月13日（木）から2月17日（月）までの期間内で、1回に限り、出願先を変更することができる。受付時間は出願の場合と同じとする。ただし、土曜日、日曜日は受け付けない。出願先を他の高等部又は県立高等学校へ変更する場合は、次の手続きによって願い出るものとする。

- (1) 特別支援学校前期選抜出願先変更承認書交付願（実施要綱様式第6号）を在学（出身）学校長を通して本校校長に提出する。ただし、中学部又は中学校卒業後及び卒業見込の者以外の者については、直接本校校長へ提出する。
- (2) 上記（1）を受け本校校長は、特別支援学校前期選抜出願先変更承認書及び特別支援学校前期選抜出願先変更連絡書（実施要綱様式第7号）を交付する。
- (3) 出願先の変更を希望する者は、新たに作成した入学願書及び必要書類に、上記特別支援学校前期選抜出願先変更承認書及び特別支援学校前期選抜出願先変更連絡書を添えて、変更先の校長に提出する。なお、中学部又は中学校卒業後及び卒業見込の者以外の者については、直接出願先の校長へ提出する。
- (4) すでに交付を受けた受験票は返還する。

## 9 出願の取消し

- (1) 中学部又は中学校卒業後及び卒業見込の者が出願を取り消す場合は、出願取消届（実施要綱様式第9号）を在学（出身）学校長を通して、本校校長に提出する。
- (2) 上記（1）以外の者は、出願取消届を直接、本校校長に提出する。
- (3) 出願を取り消す者は、本校に受験票を返還する。

## 2 入学者選抜

### 1 選抜方法

調査書、学力検査の成績及び面接の結果を資料とし、総合的に判定して選抜する。

### 2 選抜の期日、場所、内容及び日程

- (1) 期 日 令和2年3月4日（水）
- (2) 場 所 本校
- (3) 学力検査及び面接等

学力検査は、受験者が履修した教育課程等に応じてB型、C型ーア、C型ーイのいずれかとする。

- B型 ----- 国語、数学、作業・運動能力検査、面接  
※中学部・中学校で国語、数学の教科を位置付けた教育課程を履修した者は、国語、数学の2教科及び作業・運動能力検査、面接を行う。
- C型ーア ----- 作業・運動能力検査、面接  
※中学部・中学校で各教科等を合わせた指導を主とした教育課程を履修した者は、作業・運動能力検査と面接を行う。
- C型ーイ ----- 自立活動の諸検査、行動観察、面接  
※中学部で自立活動を主とした教育課程を履修した者は、自立活動の諸検査及び行動観察と面接を行う。

### (4) 日 程

#### B型

時間	8:20	8:40	9:00	9:20	9:40	10:00	10:40	11:00	12:00	
内 容	受 付	諸 連 絡	受 験 準 備	学 力 検 査 ・ 国 語	学 力 検 査 ・ 数 学	更 衣 休 憩	作 業 能 力 検 査 運 動 能 力 検 査	更 衣 休 憩	面 接	終 了

#### C型ーア

時間	8:20	8:40	9:00	9:40	9:55	10:40		
内 容	受 付	更 衣	諸 連 絡	受 験 準 備	作 業 能 力 検 査 運 動 能 力 検 査	更 衣 休 憩	面 接	終 了

## C型ーイ

時間	8:20	8:40	9:00	10:00
内 容	受 付	諸 連 絡	受 験 準 備	自 立 活 動 の 諸 検 査
				行 動 観 察
				面 接
				終 了

- (5) 持参品 受験票、上ばき（運動靴）、運動着、鉛筆、消しゴム、マスク等
- 3 合格者発表  
 選抜結果は、令和2年3月16日（月）正午以降、本校において発表するとともに、合格者に対し合格通知書（実施要綱様式第10号）を交付する。その際、受験票の提示を求める。  
 電話による問い合わせには応じない。
- 4 入学辞退の手続  
 合格者のうち、入学を辞退する者は、入学辞退届（実施要綱様式第11号）を在学（出身）学校長を通して、本校校長に提出する。  
 ただし、中学部又は中学校卒業後及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。

### 3 その他必要な事項

本校高等部を受験する者は、入学者選抜実施日の前までに本校が実施する教育相談を受けるものとする。

## Ⅲ 特別支援学校後期選抜

### 1 出願

- 1 募集範囲  
 原則として県下一円とし、特別の場合は県教育委員会と協議して決定する。
- 2 出願資格  
 学校教育法施行令第22条の3に定められた知的障がいのある者で、特別支援学校の中学部、中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校若しくは中等教育学校の前期課程（以下「中学校」という）を卒業又は修了した者、あるいは令和2年3月卒業見込又は修了見込の者（以下「卒業後及び卒業見込の者」という）及び原則として次の(1)～(3)による。
- (1) 県立高等学校前期選抜、連携型選抜、特別支援学校前期選抜のいずれかを受験している者。  
 (2) 県立高等学校前期選抜、連携型選抜、特別支援学校前期選抜のいずれかに出願したが、特別の事情で受験できなかった者。  
 (3) 他県から転入のため、特別支援学校前期選抜に出願できなかった者。  
 なお、県立高等学校前期選抜、連携型選抜、特別支援学校前期選抜のいずれかにおいて合格した者は、本校後期選抜に出願することはできない。
- 3 出願方法  
 (1) 中学部又は中学校卒業後及び卒業見込の者は、在学（出身）学校長を通して、本校校長に出願する。  
 (2) 上記(1)以外の者は、直接、本校校長に出願する。
- 4 併願の取扱い  
 同一人が同時に二つ以上の県立特別支援学校高等部及び県立高等学校に出願することは認めない。
- 5 出願期間  
 令和2年3月17日（火）から3月18日（水）までとする。  
 受付時間は、午前9時から午後4時までとし、出願最終日は午前9時から正午までとする。
- 6 出願に必要な書類  
 (1) 入学願書（本校交付のもの）  
 調査書（実施要綱様式第2号及び第3号）は、入学願書に添付して提出する。  
 (2) 学校教育法施行令第22条の3に定められた知的障がいのあることを証明する書類（「療育手帳」の写しや医師の診断書又は意見書など）。  
 ただし、本校中学部から出願する場合は、この証明書類は必要としない。  
 (3) 出身学校長は、本校校長に入学願書を提出するとき、志願者名簿（実施要綱様式第4号）を添付する。  
 (4) 入学検定料は徴収しない。
- 7 願書受付  
 出願書類を受け付けた後、受験番号を記載した受験票を交付する。

## 8 出願先変更

出願者は令和2年3月19日（木）に、1回に限り出願先を変更することができる。

受付時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、午後5時までに在学（出身）学校長からの協議があり、出願者に特別な事情があると認められる場合には、受付時間について弾力的な対応をするものとする。

- (1) 出願先の変更を希望する者は、特別支援学校後期選抜出願先変更願（実施要綱様式第5-3号）、新たに作成した入学願書及び必要書類を在学（出身）学校長を通して変更先の校長へ提出する。なお、中学部又は中学校卒業生及び卒業見込の者以外の者については、出願先の校長へ提出する。
- (2) すでに交付を受けた受験票は返還する。

## 9 出願の取消し

- (1) 中学部又は中学校卒業生及び卒業見込の者が出願を取り消す場合は、出願取消届（実施要綱様式第9号）を在学（出身）学校長を通して、本校校長に提出する。
- (2) 上記（1）以外の者は、出願取消届を直接、本校校長に提出する。
- (3) 出願を取り消す者は、受験票を本校に返還する。

## 2 入学者選抜

### 1 選抜方法

調査書、面接の結果に加えて、小論文（作文）又は自立活動の諸検査若しくは作業・運動能力検査等の結果を資料とし、総合的に判定して選抜する。

### 2 選抜の期日、場所、内容及び日程

- (1) 期日 令和2年3月24日（火）
- (2) 場所 本校
- (3) 面接及び諸検査等  
面接及び小論文（作文）又は自立活動の諸検査若しくは作業・運動能力検査
- (4) 日程

時間	8:20	8:40	9:00	10:00
内容	受付	諸連絡 受験準備	面接 小論文（作文）※ 自立活動の諸検査※ 作業能力検査※ 運動能力検査	終了

(※)の中から必要に応じて1つ行う。

- (5) 持参品 受験票、上ばき（運動靴）、運動着、鉛筆、消しゴム、マスク等

### 3 合格者発表

選抜結果は、令和2年3月25日（水）正午以降に本校において発表するとともに、合格者に対し合格通知書を交付する。その際、受験票の提示を求める。

電話による問い合わせには応じない。

### 4 入学辞退の手続

合格者のうち、入学を辞退する者は、入学辞退届（実施要綱様式第11号）を在学（出身）学校長を通して、本校校長に提出する。

ただし、中学部又は中学校卒業生及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。

## 3 その他必要な事項

本校高等部を受験する者は、入学者選抜実施日の前までに本校が実施する教育相談を受けるものとする。